

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成24年 8 月29日
【会社名】	オー・エイチ・ティー株式会社
【英訳名】	OHT Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江島 貴志
【本店の所在の場所】	広島県福山市神辺町字西中条1118番地の 1
【電話番号】	( 0 8 4 ) 9 6 0 - 2 1 2 0
【事務連絡者氏名】	取締役 平川 達也
【最寄りの連絡場所】	広島県福山市神辺町字西中条1118番地の 1
【電話番号】	( 0 8 4 ) 9 6 0 - 2 1 2 0
【事務連絡者氏名】	取締役 平川 達也
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 396,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	198株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社は単元株制度を採用しておりません。

注1：平成24年8月29日（水）開催の取締役会決議によります。

注2：本書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### （1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	198株	396,000,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	198株	396,000,000	-

（注）1．第三者割当の方法によります。

2．発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### （2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,000,000	-	1株	平成24年9月20日（木） ～10月15日（月）	-	平成24年10月22日（月）

（注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2．発行価格は本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3．上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4．申込み及び払込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払込むものとします。

5．本自己株式処分は、割当予定先が、平成24年8月30日（木）に開始する当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）へ応募するために行われるものであります。したがって、本公開買付けが撤回された場合、又は、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の下限（198株）に満たず、割当予定先が応募株券等の全部の買付け等を行わない場合には、本自己株式処分は行われません。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
オー・エイチ・ティー株式会社 管理部	広島県福山市神辺町字西中条1118番地の1

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 福山支店	広島県福山市伏見町4番38号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
396,000,000	1,000,000	395,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用は弁護士費用等を予定しております。

3. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

## (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額395,000千円の資金使途につきましては、以下に記載する使途に充当する予定です。

具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期
中国サポート拠点の製造 / 営業設備の増設	155,000千円	平成24年12月～平成26年4月
タイサポート拠点の製造 / 営業設備の増設	45,000千円	平成24年12月～平成26年4月
非接触センサの高性能化などの研究開発投資	5,000千円	平成25年5月～平成26年4月
LED設備の増設	190,000千円	平成24年12月～平成25年10月

## (注) 1. 中国サポート拠点の製造 / 営業設備の増設

中国現地プリント基板メーカーへの検査装置拡販とそれに伴う治具需要拡大に備えた現地子会社への製造設備増強、及び現地サポート拠点の追加整備を計画しております。

## 2. タイサポート拠点の製造 / 営業設備の増設

実装メーカー、電機メーカー、車載関連メーカーなどに対する現地子会社における営業拠点整備と要員確保による営業強化、及び製造設備増強を計画しております。

## 3. 非接触センサの高性能化などの研究開発投資

タブレット用中小型パネルや有機EL向けなど非接触センサの高性能化のための設計、試作、検証、要員確保、中国市場向けプリント基板検査装置の廉価版開発のための設計、試作、検証、要員確保、太陽電池 / 蓄電池 / 燃料電池 / 半導体 / 医療向けなど新分野への非接触検査技術の応用展開のための市場調査、企画、設計、試作、検証などの研究開発投資を計画しております。

なお、平成24年4月27日に実施した第三者割当による新株式の発行（以下「前回第三者割当」という。）により調達した資金と合わせて研究開発投資を行う予定です。

## 4. LED設備の増設

中国現地子会社において、LEDチップの検査ソーティング工程に加え、前工程のダイシング（切断）、及び後工程のテーピング（封止）などの設備を増強することで、検査受注機会の増加と付加価値向上を計画しております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集に関する特別記載事項】

当社と割当予定先は、平成24年4月9日に、割当予定先による当社への出資及び本公開買付けの実施によって、当社の経営基盤の安定化及び財務体質の改善を図り、更なる発展・成長・企業価値の向上を実現することを目的として、出資契約（以下「本出資契約」といいます。）を締結しております。本出資契約において、割当予定先及び当社は、以下のステップ1からステップ3までの取引（以下「本件全体取引」といいます。）を行うことを合意しております。

ステップ1：平成24年4月27日を払込期日として、当社が割当予定先を割当先とする第三者割当増資を実施（前回第三者割当により実施済）

ステップ2：平成24年8月を目途として、割当予定先が、当社の株式を取得するため、大要以下の条件による公開買付けを実施。

公開買付価格：当社の株式1株につき2,000,000円（前回第三者割当における発行価格と同額）

買付条件：買付予定数を本公開買付け開始日において当社が保有する自己株式の総数と同数とし、応募株券等の総数が買付予定数に満たない場合には、応募株券等の全てを買い付けず、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には応募株券等の全てを買い付ける。

ステップ3：スクイーズアウト

上記公開買付け後、割当予定先が要請した場合には、当社は、当社の株主を割当予定先その他割当予定先が別途指定する者のみとするために必要な手続を行う（なお、本書提出日現在、割当予定先は、割当予定先及び当社の代表取締役である江島貴志氏（以下「江島氏」といいます。）の2名の株主を除く当社の株主が保有する株式を取得する予定とのことです。）。

かかる本件全体取引のステップ1の取引として、割当予定先は、当社が前回第三者割当により平成24年4月27日に発行した当社の普通株式120株（当社が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成24年4月30日現在の当社の発行済株式総数（556株）に対する割合（以下「所有割合」といいます。）：21.58%（小数点以下第三位を四捨五入。以下所有割合について同じ。）、当社が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成24年4月30日現在の総株主の議決権の数（358個）に対する割合：33.52%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、総株主の議決権に対する割合について同じ。）を、発行価格を1株当たり2,000,000円として引き受け、当社の筆頭株主となっております。加えて、平成24年7月27日に開催された当社の定時株主総会において、割当予定先が指名した取締役候補者2名（山下尊弘氏及び高橋信之氏）及び監査役候補者1名（塚本稔氏）がそれぞれ当社の取締役及び監査役として選任され、平成24年8月17日に開催された当社の定時株主総会継続会終了後、就任しております。

今般、割当予定先は、本件全体取引のステップ2の取引として、平成24年8月29日に、江島氏の保有する株式（67株、所有割合：12.05%）を除く当社の発行済株式全てを取得する目的で、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

割当予定先は、本公開買付けの買付予定数の下限を、当社が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された、当社が平成24年4月30日現在保有する自己株式数と同数である198株（所有割合：35.61%）としております（なお、平成24年8月29日現在まで当社が保有する自己株式数に変動はありません。）。従って、割当予定先は、応募株券等の総数が198株に満たないときには、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、応募株券等の総数が198株以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性」に記載のとおり、当社は、本出資契約に基づき、平成24年8月29日に開催の取締役会決議により、当社の保有する自己株式198株を本公開買付けに応募する旨を決定し、本自己株式処分を行うことといたしました。

また、割当予定先は、江島氏との間で、江島氏が、自ら保有する当社の株式の全部又は一部について、割当予定先が別途要請しない限り、本公開買付けに対して応募しないことについて合意しているとのことです。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】（平成24年8月29日現在）

## a. 割当予定先の概要

名称	H I F - A 投資事業組合
所在地	広島市中区袋町3番17号
出資額	1,200百万円
組成目的	成長性の高い事業展開を図ろうとする広島企業の企業及び事業に対するリスク キャピタルの提供
主たる出資者及びその出資比率	ひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合 38.34% ひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合 61.66%
業務執行組合員等に関する事項	本組合の業務執行がすべての出資者の同意を得て行われるものであることから、下記に出資者である2つの組合の概要を記載しております。

（注）1 H I F - A 投資事業組合は、平成24年4月6日に民法（明治二十九年法律第八十九号）に基づき組成されております。

2 H I F - A 投資事業組合の存続期間は平成33年12月31日までとなります。

## 割当予定先の出資者の概要

名称	ひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合	
所在地	広島市中区袋町3番17号	
出資額	4,055百万円	
組成目的	成長性の高い事業展開を図ろうとする広島企業の企業及び事業に対するリスク キャピタルの提供	
主たる出資者及びその出資比率	広島県 98.6% フェニックス・キャピタル株式会社 1.2% 株式会社ひろしまイノベーション推進機構 0.1%	
業務執行組合員に関する事項	名称	無限責任組合員 株式会社ひろしまイノベーション推進機構
	本店の所在地	広島市中区袋町3番17号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 山下 尊弘
	資本金	5,000万円
	事業の内容	投資事業有限責任組合の運営
	主たる出資者及びその出資比率	広島県100%

（注）1 . ひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合は、平成23年6月17日に投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）に基づき組成されております。

2 . ひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合の存続期間は12年であります。

3 . 業務執行組合員である株式会社ひろしまイノベーション推進機構は、平成23年5月24日に設立されております。

## 割当予定先の出資者の概要

名称	ひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合	
所在地	広島市中区袋町3番17号	
出資額	6,520百万円	
組成目的	成長性の高い事業展開を図ろうとする広島の企業及び事業に対するリスク キャピタルの提供	
主たる出資者及びその出資比率	独立行政法人中小企業基盤整備機構 30.7% 株式会社広島銀行 15.3% 株式会社もみじ銀行 10.7% 広島信用金庫 7.7% フェニックス・キャピタル株式会社 6.9% 株式会社みずほコーポレート銀行 6.1%	
業務執行組員に関する事項	名称	無限責任組員 株式会社ひろしまイノベーション推進機構
	本店の所在地	広島市中区袋町3番17号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 山下 尊弘
	資本金	5,000万円
	事業の内容	投資事業有限責任組合の運営
	主たる出資者及びその出資比率	広島県100%

- (注) 1. ひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合は、平成24年1月1日に投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）に基づき組成されております。
2. ひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合の存続期間は10年（但し、組員より承認を得た場合は1年毎、最長2年延長可）であります。
3. 業務執行組員である株式会社ひろしまイノベーション推進機構は、平成23年5月24日に設立されております。

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	保有株式数120株、議決権割合33.52%であります。
人事関係	株式会社ひろしまイノベーション推進機構代表取締役 山下尊弘氏は、当社取締役を兼任しております。また、同社マネージング・ディレクターが当社の取締役を兼任し、同社マネージャーが当社の監査役を兼任しております。	
資金関係	割当予定先、その出資者及び当該出資者の業務執行組員ともに該当事項はありません。	
技術又は取引関係	割当予定先は、当社に対して、業務執行のモニタリングや事業戦略実行、経営管理の強化及び海外展開などを支援しています。	

(注) 提出者と割当予定先との間の関係は、平成24年8月29日現在におけるものであります。

## c. 割当予定先の選定理由

当社と割当予定先は、平成24年4月9日付で本自己株式処分を含む本出資契約を締結しております。なお、本出資契約には、平成24年4月27日に実施した前回第三者割当に関する事項も含まれており、前回第三者割当に関しては、平成24年4月9日付で価証券届出書を提出しております。本自己株式処分及び前回第三者割当に際して、割当予定先を選定した理由は、以下のとおりです。

現在、当社は、独自に開発した非接触式電気通電検査装置の技術を、更に深化させた新しい分野への応用と当社の技術の利用対象を拡大することを計画しております。具体的には、スマートフォンを中心に需要が拡大することが見込まれる中小型のタブレット式パネルや新世代有機ELなどへの対応と中国市場向けプリント基板検査装置廉価版の販売などであり、そのためには一定規模の投資が必要となります。

しかしながら、当社の株式は、平成15年4月より株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場していたところ、平成13年4月期から平成19年4月期までの過年度決算について、不適切な会計処理が存し有価証券報告書等の虚偽記載等があったことが発覚したため、有価証券上場規程第603条第1項第6号（上場会社が有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合）に該当すると認められ、平成21年2月に株式会社東京証券取引所マザーズ市場を上場廃止となり、それ以降、取引先や金融機関からは「信用状況に不安がある会社」と評価され、例えば、手形決済ができない、新規設備投資用融資が受けられない等の制約が課せられた状況が今も継続しています。

その間、デジタル家電業界の生産拠点は日本国内から海外に相当に速いスピードでシフトしており、当社の製品の主要な検査対象物である液晶パネルの製造拠点も日本から東アジアへ移管され、それに合わせて当社においても東アジア展開が必要となっております。しかしながら、上記の信用力の問題から、当社は中長期の設備投資資金の融資を自由には受けられないために、当該投資資金等を運転資金から捻出しなければならず、その結果、海外戦略として特に中国、タイ展開が必要であるにもかかわらず、資金調達に自由ができないために、運転資金の一部を当該海外向け設備投資資金に充当せざるを得ないため、海外向けに投資できる額に一定の制約がかかっている状況です。一方、当社の主力製品である検査装置の事業特性として、受注から納品／検収／売上債権の回収まで約6ヶ月から10ヶ月程度の期間を要する物件があること、その売上高の規模は数億円から十数億円に及ぶ物件があること、他方、検査装置の製造に係る仕入費用や外注費用の支払は概ね2ヶ月から3ヶ月程度であることから、受注残や商談案件のため、運転資金の確保も極めて重要です。従って、当社の経営課題は、短期的には一定水準の運転資金を確保しながら、中長期的には顧客のグローバル生産方針に戦略的・流動的に対応できる健全な財務基盤を構築することにあります。

かかる状況を打破するため、当社は、平成23年8月頃から、広島県が100%出資している株式会社ひろしまイノベーション推進機構（以下「ひろしまイノベーション推進機構」といいます。）が運用しているファンドの支援を受けることで設備投資資金や海外展開のための資金調達が可能になるとともに、かかるファンドが株主となることにより信用力の回復も合わせて行われるものと期待し、ひろしまイノベーション推進機構に審査を申し込み、その後、ひろしまイノベーション推進機構及び当社は、数か月の協議・検討を行って参りました。

その結果、割当予定先によれば、ひろしまイノベーション推進機構は、広島県のグローバル・ニッチ企業である当社の更なる成長と革新性ある事業展開を後押しすることが、県経済の発展にとって有用であるとの認識に至ったとのことです。また、ひろしまイノベーション推進機構及び当社は、当社の現在の状況に鑑みて、今後当社が中長期的に発展するためには、当社の株主を限定したうえで短期的な業績変動に左右されず機動的かつ柔軟な経営戦略の実現が可能となるように資本構成を是正することが最善の方策であると考え、また、当社の上場廃止後、当社の株主に対する当社株式の換金機会が制約されているため、換金機会を提供する必要があることもあわせ考えた結果、平成24年4月9日に、ひろしまイノベーション推進機構が運営する投資事業有限責任組合が、割当予定先を通じ、前回第三者割当及び本公開買付けを含む本件全体取引を順次実行することにより、当社に対する支援を行うことを決定したとのことです。そして、同日、当社及び割当予定先は、本出資契約を締結しております。

当社は、上記「募集に関する特別記載事項」に記載のとおり、本出資契約に基づき、当社が保有する自己株式198株について、割当予定先が実施する本公開買付けに応募することとし、H I F - A投資事業組合を割当予定先に選定いたしました。

## d．割り当てようとする株式の数

処分予定株式数である自己株式198株（発行済株式総数の35.61％）の全てを割り当てる予定です。

## e．株券等の保有方針

割当予定先であるH I F - A投資事業組合への両出資者の業務執行組員であるひろしまイノベーション推進機構からは、当社株式を中長期的に保有する方針である旨の意向を口頭で表明していただいております。

なお、割当予定先であるH I F - A投資事業組合の存続期間は平成33年12月31日までとなっております。

## f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先によれば、本自己株式処分に要する資金は、割当予定先の投資事業組合契約に基づく全組員の合意により行う追加出資により調達することです。

当社は、割当予定先の組合契約のうち、出資に関する部分の写しを確認しております。当該組合契約に基づき、組員が合意した日までに、各組員から割当予定先の銀行口座に資金の払込みがなされ、その後、割当予定先が、かかる資金を当社銀行口座に払い込むとのことです。

また、当社は、当該出資の裏付けとして、割当予定先の組員であるひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合及びひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合のそれぞれの銀行預金の残高証明書を確認し、各組員がそれぞれの組員より、それぞれの出資義務を負う金額を上回る現預金の出資を受けていることを確認しております。

## g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるH I F - A投資事業組合の両出資者である2つの投資事業有限責任組合への出資者が広島県等であること、及び割当予定先の出資者である両投資事業有限責任組合が広島県の全額出資により設立されたひろしまイノベーション推進機構が組成し運営している投資事業有限責任組合であることに鑑み、割当予定先関係者等（注1）が暴力団等反社会的勢力とは一切関係が無いものと判断しております。

当社は、割当予定先関係者等（注1）が特定団体等（注2）との関係を有していないことをひろしまイノベーション推進機構へのヒアリング等により確認しております。また、ひろしまイノベーション推進機構のコンプライアンスマニュアルにおいて、その役職員が反社会的勢力と絶縁するための厳格な体制をとることについて表明がなされていることを確認しております。

（注1）：割当予定先関係者等とは、割当予定先、ひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合及びひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合の組員並びにひろしまイノベーション推進機構の役職員及び株主であります。

（注2）：特定団体等とは、暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人、その他の団体をいいます。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

## (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先による払込金額の検討

払込金額につきましては、処分する自己株式の全てを本公開買付けへ応募するため、本公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同じ価額といたしました。本公開買付け価格は、1株当たり2,000,000円であります。

前回第三者割当と本公開買付けは本出資契約に基づく一連の取引であるため、割当予定先と当社は、前回第三者割当における発行価格を、本公開買付けを考慮しあらかじめ公開買付けの際に付与されるプレミアムを含んだ価格とすることとしております。なお、当社は、上記発行価格の決定にあたって、公正性を期す観点から、独立した第三者である東京共同会計事務所（以下「TKAO」という。）に株式価値算定を依頼し、平成24年3月28日付でTKAOより、1株当たり1,460,855円と評価した株式価値算定報告書（以下「本株式価値算定報告書」という。）を取得しております。

割当予定先によれば、割当予定先は、本公開買付け価格の算定にあたっては、当社の財務状況、事業の将来収益性、上場廃止以降の当社の自己株式の取得取引及び株主間の売買取引株価、本公開買付けの見通し、支配権の異動に伴うプレミアム等を総合的に勘案したうえで、当社との間で複数回にわたり協議・交渉を行ったとのこと。その結果、当社及び割当予定先は、本公開買付け価格を、平成24年4月27日に当社の実施した前回第三者割当により割当予定先が取得した当社



普通株式の発行価格と同額の1株につき2,000,000円とすることに、平成24年4月9日に合意し、当該合意に従い本公開買付価格を決定しております。

なお、当社は、本出資契約の締結時から平成24年8月29日までの当社の事業の状況を勘案しても、本株式価値算定報告書の内容に影響を与える前提事実の変更はなく、本株式価値算定報告書の内容は引き続き有効であると考え、本自己株式処分の際に、第三者算定機関の株式価値算定書は取得していません。また、割当予定先によれば、割当予定先は、当社の財務情報等の資料に基づき割当予定先は自ら当社の株式価値を検討し、かかる検討結果により本公開買付価格を決定しようと判断したため、本公開買付価格及び本自己株式処分価格の決定に際して、第三者算定機関の株式価値算定書等は取得していないとのことです。

当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本出資契約を締結する時点において、当社が非上場会社であり、参考とすべき市場株価が存在しないこともあり、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるTKAOに、前回第三者割当における発行価格の妥当性の検討の参考とするため、当社の株式価値の算定を依頼いたしました(なお、TKAOは、割当予定先の関連当事者には該当せず、本件全体取引に関して重要な利害関係を有しません。)。TKAOは、インカム・アプローチ(ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法)によって当社の株式価値の算定を行い、当社はTKAOから平成24年3月28日付で本株式価値算定報告書を取得しております。

なお、当社は、TKAOから普通株式価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。

TKAOは、インカム・アプローチ(ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法)により、当社株式の価値を1株当たり1,460,855円と算定しております。なお、TKAOは、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法による評価額を当社の株価としたうえで、参考株価としてマーケット・アプローチ(PER倍率法とEBITDA比較法)の評価額を提示しております。PER倍率法では、比較対象企業の平成23年5月から平成23年10月の平均株価を、平成23年10月31日直前の会社四季報の記載に基づいた1株当たり予想当期純利益で除してPERを算出し、当社の1株当たり予想当期純利益に当該PERを乗じることにより、当社株式の1株当たりの価値を算出しております。また、EBITDA比較法では、比較対象企業のEBITDA倍率(事業価値を、減価償却費及び支払利息控除前の利益の和で除したものを)を算出し、当社のEBITDAに上記倍率を乗じることにより、当社株式の1株当たりの価値を算出しています。これらの手法により算定された当社の普通株式1株当たりの株式価値はそれぞれ、PER倍率法で1,451,738円、EBITDA比較法で1,997,423円であります。

TKAOがディスカунティッド・キャッシュ・フロー法による算定を行った理由は以下のとおりです。

- 事業継続を前提とした株式価値評価であるため、会社の将来の収益力をより正確に評価額に反映する必要があるため、ここで再調達価格又は清算価格等を算出するコスト・アプローチでは、会社の将来の収益力を正確に反映することは難しいといえます。そのため将来の収益予測に基づくインカム・アプローチや、会社の収益力等を類似会社の株価と比較して評価するマーケット・アプローチに基づくことが妥当と考えられます。しかしながら、マーケット・アプローチを積極的に採用できるほど当社と類似する企業を発見することができなかったこと、またインカム・アプローチによると当社固有の状況(事業を行うにあたり多額の運転資金が必要であること等)をより評価に反映することができること等の理由からインカム・アプローチを採用しております。

TKAOは、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法での評価にあたり、当社の事業計画、直近までの業績の動向等を前提に将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値の総額を算出しました。当該株式価値の総額を、当社の当該時点における議決権を有する株式数で除して算定した普通株式1株当たりの価値を1,460,855円と評価しています。

当社取締役会は、本出資契約の締結時から平成24年8月29日までの当社の事業の状況を勘案しても、本株式価値算定報告書の内容に影響を与える前提事実の変更はなく、本株式価値算定報告書の内容は引き続き有効であると考えております。

そのため、前回第三者割当の実施から時間が経過してはおりますが、当社取締役会は、事業計画の検証を含むさまざまな角度からの経営環境の検証の結果、当社の普通株式1株当たりの価値が1,460,855円から大きく変動する状況にはなく、1株2,000,000円は本自己株式処分価格としても適正な価格であると判断しております。

当社は、平成24年8月29日開催の取締役会決議において、江島氏、山下尊弘氏及び高橋信之氏を除く当社取締役3名全員が審議及び決議に参加し、その全員の賛成により、当社の保有する自己株式全て(198株)を1株2,000,000円で本公開買付けに応募することを決議いたしました。また、塚本稔氏を除く当社監査役1名が上記の取締役会に参加し、当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の代表取締役である江島氏は、上記「募集に関する特別記載事項」とおり、割当予定先との間で、その保有する当社の株式について、割当予定先が別途要請しない限り本公開買付けに応募しないことや、当社の株主総会において割当予定先の意向に従い議決権を行使すること等を内容とする本覚書を締結していることから、また、当社の取締役である山下尊弘氏及び高橋信之氏は、ひろしまイノベーション推進機構の代表取締役及び役員を兼

任していることから、それぞれ本公開買付けに関し特別の利害関係を有するおそれがあると判断し、かかる取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において割当予定先との協議及び交渉にも参加しておりません。また、当社の監査役である塚本稔氏は、ひろしまイノベーション推進機構の役職員を兼任していることから、利益相反回避の見地から、上記取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

#### (2) 発行数量及び株式希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により処分される株式の数は198株(議決権数198個)であり、本自己株式処分前の当社普通株式の発行済株式総数556株(議決権数358個)に対して35.6%(総議決権数に対する割合55.3%)であり、当社株式の株式価値の一定の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本自己株式処分を通じて、運転資金を長期設備資金に充当しなければならない資金循環構造を改革し、世界経済の潮流に合わせた設備投資や海外展開のための資金調達が可能となるとともに、両投資事業有限責任組合が出資・組成する組合が大株主となることにより、上場廃止に起因する社会的信用力の回復も合わせて可能になるものと期待しております。

当社は、本自己株式処分は当社の財務基盤を安定させ、信用力を含む今後の成長及び企業価値向上に寄与するものと考えており、既存株主の皆様の不利益にはならないものと判断いたしました。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成24年8月29日現在の当社の議決権の総数は358個であります。これに対し、本自己株式処分により処分される自己株式198株に係る議決権個数は198個、現在の議決権に対する割合は55.3%となり、25%以上の割合で希薄化が生じることとなります。従いまして、本自己株式処分は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

なお、大規模な第三者割当増資の必要性については、下記「6 大規模な第三者割当の必要性」に記載のとおりです。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
H I F - A 投資事業組合	広島市中区袋町3番17号	120	33.52	318	57.19
江島 貴志	広島県福山市	67	18.72	67	12.05
秋元 利規	東京都小平市	30	8.38	30	5.40
佐藤 伸介	岡山県井原市	16	4.47	16	2.88
前田 正治	大阪市生野区	10	2.79	10	1.80
越部 陽一郎	東京都世田谷区	10	2.79	10	1.80
平松 裕将	岡山県倉敷市	10	2.79	10	1.80
滝川 好夫	兵庫県宝塚市	7	1.96	7	1.26
鶴見 達也	東京都町田市	7	1.96	7	1.26
有限会社鹿島代行	茨城県鹿嶋市宮中5-13-3	7	1.96	7	1.26
計	-	284	79.33	482	86.69

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 所有株式数は、平成24年4月30日現在の株主名簿を基準に記載しております。

3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年8月29日現在の議決権総数に、割当予定先に割り当てる本自己株式処分に関する株式合計198株を加えて算定しております。

4. 割当予定先は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数の下限を198株としているため、本公開買付けが成立した場合の持株比率は、最低でも57.19%となる予定です。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

## (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響

当社は、本自己株式処分及び平成24年4月27日に実施した前回第三者割当により、手取概算額の合計629百万円の資金調達を計画しており、その結果上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、大規模な第三者割当に該当することとなりました。その理由は以下のとおりです。

当社の株式は、平成15年4月より株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場していたところ、平成13年4月期から平成19年4月期までの過年度決算について、不適切な会計処理が存し有価証券報告書等の虚偽記載等があったことが発覚したため、有価証券上場規程第603条第1項第6号（上場会社が有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると取引所が認めた場合）に該当すると認められ、平成21年2月に株式会社東京証券取引所マザーズ市場を上場廃止となり、それ以降、取引先や金融機関からは「信用状況に不安がある会社」と評価され、例えば、手形決済ができない、新規設備投資用融資が受けられない等の制約が課せられた状況が今も継続しています。

その間、デジタル家電業界の生産拠点は日本国内から海外に相当に速いスピードでシフトしており、当社の製品の主要な検査対象物である液晶パネルの製造拠点も日本から東アジアへ移管され、それに合わせて当社においても東アジア展開が必要となっております。しかしながら、当社においては、上記の信用力の問題から中長期の設備投資資金の融資を自由には受けられないために、当該投資資金等を運転資金から捻出しなければならず、その結果、海外戦略として特に中国、タイ展開が必要であるにもかかわらず、資金調達が自由にできないために、運転資金の一部を当該海外向け設備投資資金に充当せざるを得ないため、海外向けに投資できる額に一定の制約がかかっている状況です。一方、当社の主力製品である検査装置の事業特性として、受注から納品/検収/売上債権の回収まで約6ヶ月から10ヶ月程度の期間を要する物件があること、その売上高の規模は数億円から十数億円に及ぶ物件があること、一方、検査装置の製造に係る仕入費用や外注費用の支払は概ね2ヶ月から3ヶ月程度であることから、受注残や商談案件のため、運転資金の確保も極めて重要です。従って、当社の経営課題は、短期的には一定水準の運転資金を確保しながら、中長期的には顧客のグローバル生産方針に戦略的・流動的に対応できる健全な財務基盤を構築することにあります。

このような状況の中で当社は、選択と集中による収益基盤の安定化及び財務基盤の改革を目指し、株主・取引先・金融機関をはじめとする関係者の皆様の信用回復を図るため、第三者割当による資本増強を検討いたしました。前回第三者割当

は、健全な財務基盤の早期構築を実現するとともに、将来の資金調達力を大きく改善させることに繋がるものと考えております。現時点では前回第三者割当から間もないため、取引金融機関からの十分な新規融資を確保することが困難であることに鑑み、金融機関からの融資によらない方法での設備投資資金の確保が必要であり、割当予定先への本自己株式処分が、確実に資金調達できる最善の方法であると考えております。

本自己株式処分にあたっては、発行株数が増加するため、1株当たり株式価値に希薄化が生じますが、信用力の底上げを図ることが出来、かつ、当社の既存株主の皆様の利益を損なうことなく、企業価値の向上につながるものと判断いたしました。

## (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本公開買付けに先立つ前回第三者割当において、当社の議決権の個数で算定した希薄化率が50.4%となること、前回第三者割当の後に割当予定先により本公開買付けが予定されており、かつ、かかる本公開買付けにおいて本自己株式処分が行われ、さらにその後、割当予定先が江島氏の保有する株式を除く当社の発行済株式の全てを取得するための手続を行うことも想定されたことから、本出資契約の締結に際して、当社は、経営者から独立した第三者として東京虎ノ門法律事務所の遠藤輝好弁護士及び杉村公認会計士事務所の杉村和則公認会計士の2名から、前回第三者割当及び本自己株式処分の必要性及び相当性に関する客観的な意見を平成24年4月5日付で書面により入手いたしました。また、平成24年4月5日付の両氏からの意見の取得時から一定の時間が経過したことから、本公開買付けに際して、両氏から、書面により、平成24年8月22日付で、本自己株式処分の必要性及び相当性に関する意見をあらためて入手するとともに、本公開買付けへの賛同の是非及び本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)の相当性並びに本スクイズアウト手続の必要性及び相当性に関する客観的な意見を入手いたしました。なお、両氏と当社の間には、出資関係、人事関係、資金関係の契約及び顧問契約を締結した事実はなく、両氏は、当社から完全に独立した第三者です。

本自己株式処分の必要性及び相当性、本公開買付けへの賛同の是非、本公開買付け価格の相当性並びに本スクイズアウト手続の必要性及び相当性についての両氏からの書面による回答の概要は、当社における本自己株式処分はその必要性及び相当性が認められ、本公開買付けへの賛同は妥当であり、本公開買付け価格は相当であると認められ、本公開買付け実施後にスクイズアウトが実施される場合においても、その必要性及び相当性が認められると判断できる、というものであります。

また、その意見の根拠の概要は、以下のとおりです。

### 1) 本自己株式処分について

- 世界の潮流として、スマートフォンシェアの拡大、タブレット端末市場の拡大が顕著となってきた。当社の海外取引先においても、大型液晶パネルの減産、中小型パネルの増産方針が明確となっていること、有機ELに関する拡大方針が現時点で明確な取引先は韓国勢を含む数社ではあるが、台湾・中国・日本のメーカーも有機ELへの投資計画を実行することが予定されている。そのような事業環境の中で、当社の収益環境を改善し確固たる収益基盤を構築するためには、当社が目指している、海外展開、高性能の中小型パネル用の検査装置への経営資源の投入などの事業展開と事業計画の実行及びそのための事業インフラ投資が必要な状況に変化はないものと判断している。従って、明確な資金需要が認められる。
- 本自己株式処分は、一定の希薄化をもたらすものの、当社が直面する事業環境の中で企業価値を維持し、かつ、構造転換による将来の企業価値の向上を目指して本自己株式処分が行われる限り、その相当性が認められると考えられる。なお、本自己株式処分における発行価格として、1株2,000,000円は後述するように合理的価格である。

## 2) 本公開買付けへの賛同の是非及び本スクイーズアウト手続について

- 第三者算定機関であるTKAOが算定した当社の普通株式1株当たり価値の算定基準日である平成23年10月31日から東京虎ノ門法律事務所の遠藤輝好弁護士及び杉村公認会計士事務所の杉村和則公認会計士による意見書の発行日である8月22日までに、事業インフラ投資が行われた、研究開発が成功した、もしくは、長期大型受注を獲得した、あるいは、あらたな取引先が獲得できたなど、当社の企業価値に変動をもたらすと考えられる重要な経済取引が発生していないこと、また、両氏が、第三者算定機関であるTKAOが算定をした平成23年10月31日時点の当社の普通株式1株当たりの価値から、平成24年4月期における当社の財務諸表及び平成23年10月31日から当社期末日である平成24年4月末日（4月27日が最終営業日）までの株式市場等の各種マーケットデータの変動を加味して、平成24年4月末日における当社の普通株式1株当たりの価値の変動状況を検証したところ、その結果の平均値は1株当たり1,450,709円である。
- 本公開買付けは、従来から当社経営陣が経営課題として株主に公言している株式売却機会の提供であり、かつ、本公開買付け価格である1株2,000,000円は、両氏が検証をした結果の平均値である1株当たり1,450,709円と比較しても、既存株主にとっても不合理な価格ではないと判断できることから、当社が、本公開買付けに賛同し、当社株主に応募を推奨することには相当性が認められる。
- 本公開買付け応募状況によっては、スクイーズアウトが実施される予定であることは、平成24年4月9日付の有価証券届出書に既に開示されている。公開買付け者は投資効率をより最適なものとするためにスクイーズアウトを実施するものと考えられ、その方法論は、法律上の制度により適法に実施されることが予定されており、相当と認められる。

当社は、上記第三者の見解を基礎として、上記「3 発行条件に関する事項（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載した、前回第三者割当における発行価格の妥当性の検討の参考とするため割当予定先及び当社から独立した第三者算定機関であるTKAOより提出を受けた当社普通株式の価値の算定結果についての本株式価値算定報告書、並びに、リーガル・アドバイザーである松尾綜合法律事務所による法的見地からの助言の内容等を参考とし、本公開買付けに関する諸条件、割当予定先及びその関係者が有する社会的信用力及び本公開買付け成立後の当社に生じ得る財務面のシナジー効果等について慎重に検討しました。

その結果、当社は、( )当社の現在の状況に鑑みて、当社の経営基盤を安定化させ、その財務体質を改善し、今後当社を中長期的に発展させるためには、当社の株主を限定したうえで、短期的な業績変動に左右されず、機動的かつ柔軟な経営戦略の実現が可能となるように資本構成を是正することが最善の方策であると考え、また、( )上記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり当社が上場廃止となったことで換金機会が制約されている当社の株主に換金機会を提供する必要があるところ、第三者算定機関であるTKAOより前回第三者割当における発行価格の妥当性の検討の参考とするため提出を受けた本株式価値算定報告書（なお、TKAOは、割当予定先の関連当事者には該当せず、本件全体取引に関して重要な利害関係を有しません。）も参考に、本出資契約に定める本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件は、当社の株主に対して合理的な換金機会を提供するものであると判断したため、本公開買付けは今後の当社の更なる成長・発展と持続的な企業価値の向上に資するものであり、また本公開買付けの諸条件は妥当であり当社の株主の皆様に対して合理的な価格による当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、割当予定先が提案する本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。また、当社は、海外生産拠点における設備投資や海外営業拠点の機能拡充のための資金及び高性能中小型パネルへの収益構造の転換並びに中国市場における安定的収益獲得のための研究開発投資資金の確保が必要であり、当社が当社の保有する自己株式全て（198株）を本公開買付けに応募することが、確実に資金調達できる最善の方法であると考え、当社の保有する自己株式全て（198株）を本公開買付けに応募し、本自己株式処分を行うことも決議いたしました。また、塚本稔氏を除く当社監査役1名が上記の取締役会に参加し、当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の代表取締役である江島氏は、上記「募集に関する特別記載事項」に記載のとおり、割当予定先との間で、その保有する当社の株式について、割当予定先が別途要請しない限り本公開買付けに応募しないことや、当社の株主総会において割当予定先の意向に従い議決権を行使すること等を内容とする本覚書を締結していることから、また、当社の取締役である山下尊弘氏及び高橋信之氏は、割当予定先の出資者である組合の無限責任業務執行組合員であるひろしまイノベーション推進機構の代表取締役及び役職員を兼任していることから、それぞれ本自己株式処分に関し特別の利害関係を有するおそれがあると判断し、かかる取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において割当予定先との協議及び交渉にも参加しておりません。また、当社の監査役である塚本稔氏は、ひろしまイノベーション推進機構の役職員を兼任していることから、利益相反回避の見地から、上記取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第18期）に記載された「事業等のリスク」及び有価証券報告書の訂正報告書（第18期）に追記された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書及び当該有価証券報告書の訂正報告書の提出日以降、本書提出日（平成24年8月29日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本書提出日現在（平成24年8月29日）において変更の必要はないと判断しております。



## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日	平成24年7月31日 中国財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第18期)	自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日	平成24年8月24日 中国財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 7月30日

オー・エイチ・ティー株式会社  
取締役会 御中

公認会計士 北見次夫事務所

公認会計士 北見 次夫 印

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオー・エイチ・ティー株式会社の平成23年5月1日から平成24年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

私は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オー・エイチ・ティー株式会社及び連結子会社の平成24年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年7月30日

オー・エイチ・ティー株式会社  
取締役会 御中

公認会計士 北見次夫事務所

公認会計士 北見 次夫 印

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオー・エイチ・ティー株式会社の平成23年5月1日から平成24年4月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オー・エイチ・ティー株式会社の平成24年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。